

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

このことについて、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成31年3月27日提出

教育長 平松直巳

説明

この案を提出するのは、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）が施行されることに伴い、関係規定の所要の改正を行う必要があるからである。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則 の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由・概要

「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 41 号）」（以下「改正省令」という。）が平成 29 年 11 月 17 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることとなった。これに伴い、現行規則中、関係部分を改正するものである。

また、改正省令の施行に伴い、文部科学省の指導により、全国で利用している教員免許管理システムが改修され、システムから出力される教員免許状の様式が変更される。そのため、現行規則中、関係する様式を改正するものである。

なお、今回の改正省令は、教員免許状を取得するための単位の科目区分が大括り化され、履修事項が整理、追加されたものである。

2 改正の内容

改正省令により教員免許状を取得するための単位の科目区分の「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」等が統合されるとともに、履修することが必要とされる内容も一部追加された。これらの改正に伴い、現行規則の科目区分等を改正する。

また、教員免許状は横置き縦書きであるとの文部科学省の指導により、教員免許管理システムから出力される免許状の様式が横置き縦書きに統一されるため、現行規則の特別免許状（様式第 14 の 4、様式第 14 の 5）及び臨時免許状（様式第 15、様式第 15 の 2）の様式を改正する。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年 月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則(昭和三十年愛知県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項イの表、ロの表、ハの表及び二の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門

的事項に関する科目」に、

教職に関する科目

を

各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

に、「教科又は

教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同項ホの表中「教科に関する科目」

を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、

教職に関する科目

を

各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改

め、同表備考中「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同項ヘの表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項

に関する科目」に、

教職に関する科目

を

保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

に、「教科又は教職に

関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同項トの表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同条第三項イの表、ロの表及びハの表

中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、

教職に関する科目

を
 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」
 に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」

に改め、同項二の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、

「教職に関する科目」を
 「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」
 に、「教科又は教職に関する科目」を「大学

が独自に設定する科目」に改め、同条第三項の表、第四項の表並びに第五項イの表及びロの表中「教

科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、
 「教職に関する科目」を

「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」
 に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改

める。

第九条イの表及びロの表中
 「教職に関する科目」を
 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」
 に、「養護又は教

職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十条の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

第十条の三イの表中「教職に関する科目（教育課程及び指導法に関する科目のうち保育内容の指導法に限る。）」を「保育内容の指導法に関する科目」に改め、同条ロの表中

| 教職に関する科目 | | |
|-----------------|--------|----------------------------|
| 教育課程及び指導法に関する科目 | | 生徒指導、教育相談及び 進路指導等に関する科目 |
| 各教科の指導法 | 道徳の指導法 | |
| 七 | 一 | 二 |
| 五 | 一 | 一 |

を

| | | | |
|--|-------------------------------------|-------------|------------------------------------|
| 目 各 指 導 法 に 関 する 科 の 目 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | | |
| | 道徳の理論及び指導法 | 生徒指導の理論及び方法 | 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法 |
| 七 | 一 | | 二 |
| 五 | 一 | | 一 |

に改め、同表備考中「指導法」

の下に「に関する科目」を加え、「及び体育」を「体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)」に改め、同条ハの表中

| | |
|---------------------------|------------------------|
| 教職に関する科目 | |
| 教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法 | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 |
| 七 | 二 |
| 五 | 一 |

を

| | | | |
|---|-------------------------------------|------------------------------------|---------------------|
| 目 各 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 の 目 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | | |
| | 生徒指導の理論及び方法 | 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法 | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 七 | | | 二 |
| 五 | | | 一 |

に改め、同表備考中「指導法」の

下に「に関する科目」を加え、「及び体育」を「体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)」に改め、同条二の表中

| | | | |
|----------|---------------------------|------------------------|---|
| 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | | |
| | 教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法 | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | |
| | 七 | 二 | 二 |
| | 五 | 一 | 二 |
| | 五 | 一 | 一 |

を

| | | | |
|-------------------|---------------|-------------------------------------|---|
| 教科に関する専門的事項に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | |
| | | 生徒指導の理論及び方法 | 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む（方）び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 七 | 二 | | 二 |
| 五 | 一 | | 二 |
| 五 | 一 | | 一 |

に改め、同表備考中「指導法」

の下に「に関する科目」を加え、同条ホの表中

| | | | |
|-----------------|------------------------|---|--------------|
| 教職に関する科目 | | | 教科又は教職に関する科目 |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | | |
| 各教科の指導法 | 道徳の指導法 | | |
| 一 | 一 | 一 | 三 |
| 一 | 一 | 一 | 二 |

を

| | | | |
|---|---------------|-------------------------------------|---|
| | 各教科の指導法に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | |
| — | 道徳の理論及び指導法 | 生徒指導の理論及び方法 | — |
| — | | 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | — |
| — | | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | — |
| — | | | 三 |
| — | | | 二 |

に改め、同表備考第一号中「指

導法」の下に「に関する科目」を加え、同表備考第二号中「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に、「及び外国史並びに」を「・外国史及び」に、「日本史及び外国史等」を「日本史・外国史等」に改め、同条への表中

| | | |
|---------------------------|------------------------|--------------|
| 教職に関する科目 | | |
| 教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法 | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 |
| — | — | 六 |
| — | — | 四 |

を

| | | | |
|---|---------------|-------------------------------------|---|
| | 各教科の指導法に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | |
| — | 生徒指導の理論及び方法 | 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | — |
| — | | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | — |
| — | | | 六 |
| — | | | 四 |

に改め、同表備考第一号中「指

導法」の下に「に関する科目」を加え、同表備考第二号中「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に、「第五条の表第二欄」を「第五条第一項の表備考第二号」に、「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「同表第二欄」を「同号」に、「及び情報倫理並びにコンピュータ及び」を「・情報倫理及びコンピュータ」に、「並びに家庭電気・機械及び」を「及び家庭電気・家庭機械・」に改める。

第十一条第一項第五号中「第十二項本文」を「第十一項本文」に改め、同条第二項第一号八中「第六条第二項の表備考第九号若しくは第十号、免許法施行規則第七条第二項の表備考第四号又は免許法施行規則第十条の表備考第二号」を「第二条第一項の表備考第九号、第四条第二項の表備考第八号、第七条第二項の表備考第四号又は第九条の表備考第三号」に改め、同項第七号中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改める。

第十二条第二項第八号中「第十八項後段」を「第十七項後段」に改め、同条第二項第八号中「附則第十八項」を「附則第十七項」に改め、同項第九号中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。

様式第九を次のように改める。

様式第9 (第12条関係)

| 単位修得一覧表 | | | | | | |
|---------|-------------------|----|----|---|----|-------|
| 氏名 | 受ける免許状の種類の(教科・領域) | 科目 | 修年 | 月 | 得日 | 修得機関名 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十四の四から様式第十五の二までを次のように改める。

(学校) (自立教科等) 教諭特別免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の(教科・事項)について(学校) (自立教科等) 教諭特別免許状を授与する。

記

年 月 日

愛知県教育委員会 印

番号

(根拠規定)

(教育機関名)

(卒業又は修了の年月日)

有効期間の満了の日

備考

(学校) (自立教科等) 教諭特別免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の(教科・事項)について(学校)(自立教科等)教諭特別免許状を授与する。

記

年 月 日

愛知県教育委員会 印

番号

(根拠規定)

(教育機関名)

(卒業又は修了の年月日)

備考

様式第14の5 (第18条関係)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(学校・養護) (自立教科等) 助教諭臨時免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に(教育職員免許法・教育職員免許法施行法)第 条の定めるところにより(左記の教科について) (学校・養護) (自立教科等) 助教諭臨時免許状を授与する。

(記)

年 月 日

愛知県教育委員会 印

番号

(根拠規定)

(基礎資格)

(教育機関名)

(卒業又は修了の年月日)

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間愛知県において効力を有する。

備考

様式第15 (第18条関係)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(学校・養護) 助教諭臨時免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者は教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより(左記の教科について) (学校・養護) 助教諭臨時免許状を有するものとみなす。

(記)

年 月 日

愛知県教育委員会 印

番号

(根拠規定)

(基礎資格)

(教育機関名)

(卒業又は修了の年月日)

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間愛知県において効力を有する。

備 考

様式第15の2 (第18条関係)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正新旧対照表

新

第八条 免許法施行規則第十四条に規定する単位の修得方法は、次のイからトまでに掲げる場合の区分ごとに、イからトまでの表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位の修得するものとする。

イ 小学校教諭の二種免許状を有する者が、小学校教諭の一種免許状を取得する場合

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|--------|----------------------------------|---------|
| 在職年数 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 一 二 | 一 二 | 一 二 |
| 三 四 | 一 二 | 三 四 |
| 五 六 | 一 二 | 五 六 |
| 七 八 | 一 二 | 七 八 |
| 九 〇 | 一 二 | 九 〇 |

口 小学校教諭の臨時免許状を有する者が、小学校教諭の二種免許状を取得する場合

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|--------|----------------------------------|---------|
| 在職年数 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 一 二 | 一 二 | 一 二 |
| 三 四 | 一 二 | 三 四 |
| 五 六 | 一 二 | 五 六 |
| 七 八 | 一 二 | 七 八 |
| 九 〇 | 一 二 | 九 〇 |

旧

第八条 同上

イ 同上

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|--------|----------------------------------|---------|
| 在職年数 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 一 二 | 一 二 | 一 二 |
| 三 四 | 一 二 | 三 四 |
| 五 六 | 一 二 | 五 六 |
| 七 八 | 一 二 | 七 八 |
| 九 〇 | 一 二 | 九 〇 |

口 同上

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|--------|----------------------------------|---------|
| 在職年数 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 一 二 | 一 二 | 一 二 |
| 三 四 | 一 二 | 三 四 |
| 五 六 | 一 二 | 五 六 |
| 七 八 | 一 二 | 七 八 |
| 九 〇 | 一 二 | 九 〇 |

八 中学校教諭の二種免許状を有する者が、中学校教諭の一種免許状を取得する場合

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|
| 在職年数 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 科目等 | 科目等 |
| 教科に関する項目 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 大学が独自に設定する科目 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 最低修得単位数 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |

二 中学校助教諭の臨時免許状を有する者が、中学校教諭の二種免許状を取得する場合

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|
| 在職年数 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 科目等 | 科目等 |
| 教科に関する項目 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 大学が独自に設定する科目 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 最低修得単位数 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |

八 同上

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|
| 在職年数 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 科目等 | 科目等 |
| 教科に関する項目 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 大学が独自に設定する科目 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 最低修得単位数 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |

二 同上

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|
| 在職年数 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 科目等 | 科目等 |
| 教科に関する項目 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 大学が独自に設定する科目 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |
| 最低修得単位数 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | 一 二 三 | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|-----|--------------------------------|------------------------------------|--------------|--------------------------------|----------------------|---------------|--------------------------------|-----|---------|------------------------------------|
| <p>備考 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により、高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等について四単位以上を修得</p> | 第一欄 | 在職年数 | 一 一 一 二 一 〇 九 八 七 六 五 | 第二欄 | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 | の基礎的理解に関する科目等 | 二 一 一 一 一 一 一 二 一 〇 九 八 七 六 | 第三欄 | 最低修得単位数 | 一 一 二 二 三 三 四 四 〇 五 〇 五 〇 五 〇 五 |
| | 第二欄 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等 | 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 | 大学が独自に設定する科目 | 一 一 一 一 一 一 一 二 一 〇 九 八 七 六 | | | | | | |
| | 第三欄 | 最低修得単位数 | 一 一 二 二 三 三 四 四 〇 五 〇 五 〇 五 〇 五 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

ホ 高等学校助教諭の臨時免許状を有する者が、高等学校助教諭の一種免許状を取得する場合

| | | | | | | | | | | | |
|--|-----|--------------|------------------------------------|-----|----------|----------------------|----------|--------------------------------|-----|---------|------------------------------------|
| <p>備考 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により、高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において教職に関する科目について四単位以上を修得していないものであるときは、この表に規定する教職に</p> | 第一欄 | 在職年数 | 一 一 一 二 一 〇 九 八 七 六 五 | 第二欄 | 教科に関する科目 | 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 | 教職に関する科目 | 二 一 一 一 一 一 一 二 一 〇 九 八 七 六 | 第三欄 | 最低修得単位数 | 一 一 二 二 三 三 四 四 〇 五 〇 五 〇 五 〇 五 |
| | 第二欄 | 教科又は教職に関する科目 | 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 | | | | | | | | |
| | 第三欄 | 最低修得単位数 | 一 一 二 二 三 三 四 四 〇 五 〇 五 〇 五 〇 五 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

ホ 同上

していないものであるときは、この表に規定する各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位に、四単位に不足する単位数を加えて修得しなければならない。

へ 幼稚園教諭の二種免許状を有する者が、幼稚園教諭の一種免許状を取得する場合

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 第一欄 | 在職年数 | 第二欄 | 領域に関する専門的事項に関する科目 | 第三欄 | 最低修得単位数 |
| 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 |

ト 幼稚園助教諭の臨時免許状を有する者が、幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 第一欄 | 在職年数 | 第二欄 | 領域に関する専門的事項に関する科目 | 第三欄 | 最低修得単位数 |
| 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 |

へ 同上
関する科目の単位に、四単位に不足する単位数を加えて修得しなければならない。

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 第一欄 | 在職年数 | 第二欄 | 教科に関する科目 | 第三欄 | 最低修得単位数 |
| 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 |

ト 同上

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 第一欄 | 在職年数 | 第二欄 | 教科に関する科目 | 第三欄 | 最低修得単位数 |
| 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 |

2

前項の規定の適用を受ける者のうち、免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定に該当するものの単位の修得方法は、次のイからニまでに掲げる場合の区分ごとに、イからニまでの表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

イ 小学校教諭の二種免許状を有する者が、小学校教諭の一種免許状を取得する場合

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 一 一 一 | 二 二 二 | 一 一 一 | 二 二 二 |
| 九 | 二 | 一 二 | 一 五 |
| 一 〇 | 一 五 | 二 〇 | 二 〇 |

ロ 中学校教諭の二種免許状を有する者が、中学校教諭の一種免許状を取得する場合

| | | | | | | | | |
|------------------|------------------|--------|-------------|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 六 五 四 三 | 一 一 二 二 | 七 九 | 一 一 三 | 二 三 四 五 | 一 〇 | 一 五 | 二 〇 | 二 五 |
|------------------|------------------|--------|-------------|------------------|--------|--------|--------|--------|

2

同上

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 一 一 一 | 二 二 二 | 一 一 一 | 二 二 二 |
| 九 | 二 | 一 二 | 一 五 |
| 一 〇 | 一 五 | 二 〇 | 二 〇 |

イ 同上

ロ 同上

| | | | | | | | | |
|------------------|------------------|--------|-------------|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 六 五 四 三 | 一 一 二 二 | 七 九 | 一 一 三 | 二 三 四 五 | 一 〇 | 一 五 | 二 〇 | 二 五 |
|------------------|------------------|--------|-------------|------------------|--------|--------|--------|--------|

| | | | | | |
|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| 四 三 | 五 六 | 一 八 〇 | 三 四 | 二 〇 | 二 五 |
|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|

| | | | | | |
|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| 四 三 | 五 六 | 一 八 〇 | 三 四 | 二 〇 | 二 五 |
|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|

八 高等学校助教諭の臨時免許状を有する者が、高等学校教諭の一種免許状を取得する場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 六 | 五 | 三 | 四 | 五 | 七 | 二 | 三 | 一 | 五 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

二 幼稚園教諭の二種免許状を有する者が、幼稚園教諭の一種免許状を取得する場合

| | | | | | | | | | |
|------|------------------|-------------------|------------------|-----------------------------------|------------------|--------------|------------------|---------|--------------------------------------|
| 第一欄 | | 第二欄 | | 第三欄 | | | | | |
| 在職年数 | 六 五 四 三 | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 三 四 四 五 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等 | 四 五 六 七 | 大学が独自に設定する科目 | 三 五 六 八 | 最低修得単位数 | 一 一 二 二 〇 五 〇 五 |

3 第一項の規定の適用を受ける者のうち、免許法施行規則第十一条第一項の表備考第四号の規定に該当するものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

| | | | | | | | | | |
|------|------------------|-------------------|------------------|------------------------------------|------------------|--------------|------------------|---------|--------------------------------------|
| 第一欄 | | 第二欄 | | 第三欄 | | | | | |
| 在職年数 | 六 五 四 三 | 領域に関する専門的事項に関する科目 | 一 一 二 二 | 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等 | 七 九 〇 二 | 大学が独自に設定する科目 | 二 三 五 六 | 最低修得単位数 | 一 一 二 二 〇 五 〇 五 |

八 同上

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 六 | 五 | 三 | 四 | 五 | 七 | 二 | 三 | 一 | 五 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

二 同上

| | | | | | | | | | |
|------|------------------|----------|------------------|----------|------------------|--------------|------------------|---------|--------------------------------------|
| 第一欄 | | 第二欄 | | 第三欄 | | | | | |
| 在職年数 | 六 五 四 三 | 教科に関する科目 | 三 四 四 五 | 教職に関する科目 | 四 五 六 七 | 教科又は教職に関する科目 | 三 五 六 八 | 最低修得単位数 | 一 一 二 二 〇 五 〇 五 |

3 同上

| | | | | | | | | | |
|------|------------------|----------|------------------|----------|------------------|--------------|------------------|---------|--------------------------------------|
| 第一欄 | | 第二欄 | | 第三欄 | | | | | |
| 在職年数 | 六 五 四 三 | 教科に関する科目 | 一 一 二 二 | 教職に関する科目 | 七 九 〇 二 | 教科又は教職に関する科目 | 二 三 五 六 | 最低修得単位数 | 一 一 二 二 〇 五 〇 五 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-------------------------------|-----|-------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|-------------------------------|
| 第一欄 | 在職年数 | 第一欄 | 在職年数 | 第二欄 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等 | 第二欄 | 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等 | 第三欄 | 最低修得単位数 |
| | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 |
| | 〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 | | 〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 |
| | 〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 | | 〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 |

4 第一項の規定の適用を受ける者のうち、改正法附則第八項に規定する高等学校助教諭の臨時免許状を有するものが、高等学校教諭の一種免許状を取得する場合の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

| | | | | | | | | | |
|-----|-------------------------------|-----|-------------------------------|-----|-------------------------------|-----|-------------------------------|-----|-------------------------------|
| 第一欄 | 在職年数 | 第二欄 | 教科に関する科目 | 第二欄 | 教職に関する科目 | 第二欄 | 教科又は教職に関する科目 | 第三欄 | 最低修得単位数 |
| | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 |
| | 〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 |
| | 〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 | | 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 |

4 同上

5

第一項の規定の適用を受ける者のうち、免許法施行規則第三十八項の規定に該当するものの単位の修得方法は、次のイ及びロに掲げる場合の区分ごとに、イ及びロの表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

イ 看護師養成施設（三年課程）卒業の場合

| | | |
|----------------------------|--|--|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 一 二 三 四 五 六 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 一 二 三 |
| | | 三 四 五 五 六 七 八 九 |
| | | 一 一 二 二 三 三 四 四 五 五 〇 〇 〇 〇 |

ロ 看護師養成施設（二年課程）卒業の場合

| | | |
|--|--|--|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 一 二 |
| | | 三 四 四 五 六 七 七 八 |
| | | 一 一 二 二 三 三 四 四 五 五 〇 〇 〇 〇 |

5

同上

| | | |
|----------------------------|--|--|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 一 二 三 四 五 六 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 一 二 三 |
| | | 三 四 五 五 六 七 八 九 |
| | | 一 一 二 二 三 三 四 四 五 五 〇 〇 〇 〇 |

イ 同上

ロ 同上

| | | |
|--|--|--|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 一 二 |
| | | 三 四 四 五 六 七 七 八 |
| | | 一 一 二 二 三 三 四 四 五 五 〇 〇 〇 〇 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------------------------|
| 一 六 | 一 五 | 一 四 | 一 三 | 一 二 | 一 一 | 一 〇 | 九 | 八 | 七 | 六 | 科目 教諭の教育 の基礎的理 解に関する 科目等 |
| 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 〇 | 一 | 二 | 三 | |
| 四 | 五 | 六 | 八 | 九 | 〇 | 一 | 二 | 四 | 五 | 六 | |
| 三 | 四 | 五 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 九 | 〇 | 一 | |
| 一 〇 | 一 五 | 二 〇 | 二 五 | 三 〇 | 三 五 | 四 〇 | 四 五 | 五 〇 | 五 五 | 六 〇 | |

第九條 免許法別表第六の規定により養護教諭の一種免許状又は二種免許状を取得しようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次のイ及びロに掲げる場合の区分ごとに、イ及びロの表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

イ 養護教諭の二種免許状を有する者が、養護教諭の一種免許状を取得する場合

| | | | |
|-------------|----------|---|--|
| 第一欄 | 在職年数 | 第二欄 | 第三欄 |
| 五 四 三 | 養護に関する科目 | 養護教諭・栄 養教諭の教 育の基礎的 理解に関する 科目等 | 栄 養教諭の教 育の基礎的 理解に関する 科目 に設定する |
| 六 七 八 | | | |
| 四 五 六 | | | |
| 一 二 | | | |
| 一 〇 | | | 最低修得単位数 |

ロ 養護助教諭の臨時免許状を有する者が、養護教諭の二種免許状を取得する場合

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------------------------|
| 一 六 | 一 五 | 一 四 | 一 三 | 一 二 | 一 一 | 一 〇 | 九 | 八 | 七 | 六 | 科目 教諭の教育 の基礎的理 解に関する 科目等 |
| 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 〇 | 一 | 二 | 三 | |
| 四 | 五 | 六 | 八 | 九 | 〇 | 一 | 二 | 四 | 五 | 六 | |
| 三 | 四 | 五 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 九 | 〇 | 一 | |
| 一 〇 | 一 五 | 二 〇 | 二 五 | 三 〇 | 三 五 | 四 〇 | 四 五 | 五 〇 | 五 五 | 六 〇 | |

第九條 同上

イ 同上

| | | | |
|-------------|----------|----------|----------------------|
| 第一欄 | 在職年数 | 第二欄 | 第三欄 |
| 五 四 三 | 養護に関する科目 | 教職に関する科目 | 養護又は教 職に関する 科目 |
| 六 七 八 | | | |
| 四 五 六 | | | |
| 一 二 | | | |
| 一 〇 | | | 最低修得単位数 |

ロ 同上

| | | | | | | | | | |
|------|------------|----------|----------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------------------------|------------------|---------|---|
| 在職年数 | 一 〇九八七六 | 養護に関する科目 | 一 二 四 〇 八 六 | 養護教諭・栄養論の教 育の基礎的 理解に関する 科目等 | 四 五 六 七 八 | 養護教諭・栄 養論の教 育の基礎的 科目 | 一 一 二 二 | 最低修得単位数 | 一 〇 五 二 〇 二 五 三 〇 |
|------|------------|----------|----------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------------------------|------------------|---------|---|

第十条 免許法別表第六の二の規定により栄養教諭の一種免許状を取得しようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

| | | | | | | | |
|------|---------------------------------|---|-----------------------|--|---------------------------------|---------|---|
| 在職年数 | 九 八 七 六 五 四 三 | 管理栄養士 学校指定規 則(昭和四十 一年文部 省・厚生省令 第二号)別表 第一に掲げ る教育内容 に係る科目 | 栄養に係る 教育に関する 科目 | 養護教諭・栄 養論の教 育の基礎的 理解に関する 科目等 | 三 四 四 五 五 六 六 | 最低修得単位数 | 一 〇 五 二 〇 三 五 四 〇 |
|------|---------------------------------|---|-----------------------|--|---------------------------------|---------|---|

第十条の三 免許法施行規則第十八条の五に規定する単位の修得方法は、次の第十條の三 同上
イからハまでに掲げる場合の区分ごとに、イからハまでの表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる

| | | | | | | | | | |
|------|------------|----------|----------------------------|----------|-----------------------|----------------------|------------------|---------|---|
| 在職年数 | 一 〇九八七六 | 養護に関する科目 | 一 二 四 〇 八 六 | 教職に関する科目 | 四 五 六 七 八 | 養護又は教 職に関する 科目 | 一 一 二 二 | 最低修得単位数 | 一 〇 五 二 〇 二 五 三 〇 |
|------|------------|----------|----------------------------|----------|-----------------------|----------------------|------------------|---------|---|

第十條 同上

| | | | | | | | |
|------|---------------------------------|---|-----------------------|--------------|---------------------------------|---------|---|
| 在職年数 | 九 八 七 六 五 四 三 | 管理栄養士 学校指定規 則(昭和四十 一年文部 省・厚生省令 第二号)別表 第一に掲げ る教育内容 に係る科目 | 栄養に係る 教育に関する 科目 | 教職に関する 科目 | 三 四 四 五 五 六 六 | 最低修得単位数 | 一 〇 五 二 〇 三 五 四 〇 |
|------|---------------------------------|---|-----------------------|--------------|---------------------------------|---------|---|

第十條の三 同上

単位を修得するものとする。

イ 小学校教諭の普通免許状を有する者が、幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合

| | | |
|------|----------------|---------|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 在職年数 | 保育内容の指導法に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 一 | | 三 |

ロ 幼稚園教諭の普通免許状を有する者が、小学校教諭の二種免許状を取得する場合

| | | |
|------|-------------------------------------|---------|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 在職年数 | 各教科の指導法に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 一 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 一〇 |
| 二 | 道徳の生徒指導、教育相談(カウンセリング)に関する科目 | 七 |
| | 道徳の理論及び生徒指導の理論に関する基礎的な知識及び方法 | 二 |
| | 道徳の指導法 | 一 |
| | 道徳の指導法に関する科目 | 七 |

備考 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、在職年数が一年の場合にあつては国語(書写を含む)、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)(以下この表において「国語等」という。)のうち四以上の教科の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を、二年の場合にあつては国語等のうち三以上の教科の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を修得するものとする。

ハ 中学校教諭の普通免許状を有する者が、小学校教諭の二種免許状を取得する場合

| | | |
|------|-------------------------------------|---------|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 在職年数 | 各教科の指導法に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 一 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 一〇 |
| 二 | 道徳の生徒指導、教育相談(カウンセリング)に関する科目 | 七 |
| | 道徳の理論及び生徒指導の理論に関する基礎的な知識及び方法 | 二 |
| | 道徳の指導法 | 一 |
| | 道徳の指導法に関する科目 | 七 |

イ 同上

| | | |
|------|--|---------|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 在職年数 | 教職に関する科目(教育課程及び指導法に関する科目のうち保育内容の指導法に限る。) | 最低修得単位数 |
| 一 | | 三 |

ロ 同上

| | | |
|------|-----------------|---------|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 在職年数 | 教職に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 一 | 教育課程及び指導法に関する科目 | 一〇 |
| 二 | 各教科の指導法 | 七 |
| | 道徳の指導法 | 二 |
| | 道徳の指導法に関する科目 | 七 |

ハ 同上

| | | |
|------|---------------------------|---------|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 在職年数 | 教職に関する科目 | 最低修得単位数 |
| 一 | 教育課程及び指導法に関する科目 | 一〇 |
| 二 | 教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法 | 七 |
| | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 二 |
| | 進路指導等に関する科目 | 一 |
| | 進路指導等に関する科目 | 七 |

| | | | | | | | |
|---|---|---------|---------------|----------|-------|---------|------|
| 二 | 一 | 七 | 五 | 二 | 一 | 九 | 六 |
| 備考 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、在職年数が一年の場合にあつては国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下この表において「国語等」という。）のうち四以上の教科（小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする者が有する中学校教諭の普通免許状に係る免許教科に相当する教科を除く。以下この表において同じ。）の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を、二年の場合にあつては国語等のうち三以上の教科の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を修得するものとする。 | | の理論及び方法 | ンセリングに関するキャリア | する基礎的な知識 | 教育の理論 | 識を含む。）の | 及び方法 |

二 小学校教諭の普通免許状を有する者が、中学校教諭の二種免許状を取得する場合

| | | | | | | | | |
|--|---|-----------|----------|----------------|----------|------------|-----------------|---------|
| 三 | 二 | 一 | 五 | 五 | 七 | 二 | 一 | 七 |
| 備考 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。 | | 在職年数 | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 科目に関する | 教職に関する科目 | 最低修得単位数 |
| | | 教科に関する事項に | 各教科の指導法に | 道徳、総合的な学習の時間等の | 最低修得 | 教育課程及び指導法に | 生徒指導、教育相談及び進路指導 | 数 |
| | | 関する科目 | に関する科目 | 等に関する科目 | 単位 | のうち各教科の指導法 | に関する科目 | |
| | | 目 | 目 | 生徒指導、教育相談（カ） | 進路指導 | の理論及び方法 | 及びキャリア教育 | |
| | | | | の理論及び方法 | 及びキャリア教育 | の理論及び方法 | 及びキャリア教育 | |

ホ 高等学校教諭の普通免許状を有する者が、中学校教諭の二種免許状を取

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二 | 一 | 七 | 五 | 二 | 一 | 九 | 六 |
| 備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、在職年数が一年の場合にあつては国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この表において「国語等」という。）のうち四以上の教科（小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする者が有する中学校教諭の普通免許状に係る免許教科に相当する教科を除く。以下この表において同じ。）の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を、二年の場合にあつては国語等のうち三以上の教科の指導法についてそれぞれ一単位又は二単位を修得するものとする。 | | 法 | 目 | | | | |

二 同上

| | | | | | | | | |
|--|---|------|------------|------------------|----------|------------|----------|---------|
| 三 | 二 | 一 | 五 | 五 | 七 | 二 | 一 | 七 |
| 備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。 | | 在職年数 | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 科目に関する | 教職に関する科目 | 最低修得単位数 |
| | | 科目 | 教育課程及び指導法に | 生徒指導、教育相談及び進路指導等 | 数 | のうち各教科の指導法 | に関する科目 | |
| | | | に関する科目 | に関する科目 | 単位 | の理論及び方法 | 及びキャリア教育 | |
| | | | | の理論及び方法 | 及びキャリア教育 | の理論及び方法 | 及びキャリア教育 | |

ホ 同上

得する場合

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|------|---------------------------------------|------------|
| 在職年数 | 各教科の指導法に関する科目 | 大学が最低修得単位数 |
| 一 | 道徳、総合的な学習の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 一 |
| 二 | 道徳の生徒指導(カウン及びセラリング)及び教育に関する理論及び基礎的な方法 | 二 |
| | 道徳の理論及び指導法 | 三 |
| | 教育相談及び進路指導 | 六 |
| | 基礎的な方法 | 五 |
| | 知識を含む(む)の理論及び方法 | |
| | 方法 | |

備考

一 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

二 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道(書写を中心とする。)について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」(以下「法律学等」という。)についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは法律学等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは日本史・外国史及び地理学(地誌を含む。)(以下「日本史・外国史等」という。)についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは日本史・外国史等についてそれぞれ一単位を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|------|-----------------------|---------------|
| 在職年数 | 教職に関する科目 | 教科又は教職最低修得単位数 |
| 一 | 教育課程及び指導法に関する科目 | 一 |
| 二 | 道徳の指導法 | 二 |
| | 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目 | 三 |
| | 道徳の指導法 | 六 |
| | 道徳の指導法 | 五 |

備考

一 各教科の指導法の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

二 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道(書写を中心とする。)について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」(以下「法律学等」という。)についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは法律学等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは日本史及び外国史並びに地理学(地誌を含む。)(以下「日本史及び外国史等」という。)についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは日本史及び外国史等についてそれぞれ一単位を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コン

活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、及び地学実験(コンピュータ活用を含む。)(以下「物理学実験等」という。)(のうち三科目についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは物理学実験等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工学について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは木材加工(製図及び実習を含む。)、金属加工(製図及び実習を含む。))及び栽培(実習を含む。)(以下「木材加工等」という。))についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは木材加工等のうち二科目についてそれぞれ一単位を修得するものとする。

中学校教諭の普通免許状(二種免許状を除く。))を有する者が、高等学校教諭の一種免許状を取得する場合

| 第一欄 在職年数 | 第二欄 | | 第三欄 最低修得 単位数 |
|-------------|--|------------------------------------|--------------------|
| | 各教科の指導法及び生徒指導に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | |
| 一 | 生徒指導、教育相談(カウニング)及びキャリア教育に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | 六 |
| 二 | 同上 | 同上 | 九 |

備考

一 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
二 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては免許法施行規則第五条第一項の表備考第一号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許

コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。))及び地学実験(コンピュータ活用を含む。)(以下「物理学実験等」という。)(のうち三科目についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは物理学実験等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工学について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは木材加工(製図及び実習を含む。)、金属加工(製図及び実習を含む。))及び栽培(実習を含む。)(以下「木材加工等」という。))についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは木材加工等のうち二科目についてそれぞれ一単位を修得するものとする。

同上

| 第一欄 在職年数 | 第二欄 | | 第三欄 最低修得単 位数 |
|-------------|---------------------------|---------------|--------------------|
| | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | |
| 一 | 教育課程及び指導法に関する科目のうち各教科の指導法 | 生徒指導、教職に関する科目 | 六 |
| 二 | 同上 | 同上 | 九 |

備考

一 各教科の指導法の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
二 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては免許法施行規則第五条の表第二欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる公民の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一

状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは同号に掲げる情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは当該科目についてそれぞれ一単位を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは同号に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ二単位以上を、在職年数が二年のときは当該科目についてそれぞれ二単位を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

（普通免許状授与の出願）

第十一条 普通免許状の授与を受けようとする者（次条第一項本文に規定する者を除く。）は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号の規定は、第二号又は第五号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一 四 略

五 免許法第五条第二項若しくは第十六条の二第二項（免許法第十六条の三第三項、第十六条の四第四項又は第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者又は免許法附則第八項本文若しくは第十一項本文若しくは改正法附則第十項本文の規定の適用を受ける者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）を除く。）にあつては、免許法第七条第四項に規定する証明書（以下「免許状更新講習修了（履修）証明書」という。）

2 前項第二号の所要資格を証する書類は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二

イ及びロ 略

ハ 免許法施行規則第二条第一項の表備考第九号、第四条第一項の表備考

第八号、第七条第一項の表備考第四号又は第九条の表備考第三号の規定の適用を受けるために必要な実務に関する証明書（様式第四）

年のときは同表第二欄に掲げる情報の教科に関する科目（情報社会及び情報倫理並びにコンピュータ及び情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは当該科目についてそれぞれ一単位を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは同表第二欄に掲げる工業の教科に関する科目についてそれぞれ二単位以上を、在職年数が二年のときは当該科目についてそれぞれ二単位を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）並びに家庭電気・機械及び情報処理についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

（普通免許状授与の出願）

第十一条 同上

一 四 略

五 免許法第五条第二項若しくは第十六条の二第二項（免許法第十六条の三第三項、第十六条の四第四項又は第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者又は免許法附則第八項本文若しくは第十一項本文若しくは改正法附則第十項本文の規定の適用を受ける者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）を除く。）にあつては、免許法第七条第四項に規定する証明書（以下「免許状更新講習修了（履修）証明書」という。）

同上

一 同上

イ及びロ 略

ハ 免許法施行規則第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号、免許法

施行規則第七条第一項の表備考第四号又は免許法施行規則第十条の表備考第二号の規定の適用を受けるために必要な実務に関する証明書（様式

二 略

二六 略

七 免許法附則第十一項

旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所を卒業したことの証明書

八以下 略

（普通免許状の授与のための教育職員検定の出願）

第十二条 普通免許状の授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号の規定は、第三号又は第八号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一七 略

八 免許法第六条第四項（免許法附則第九項後段若しくは第十七項後段又は施行法第二条第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は免許法第十七条第二項において準用する免許法第十六条の二第二項の規定の適用を受ける者にあつては、免許状更新講習修了（履修）証明書

2 前項第三号の所要資格を証する書類は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一七 略

八 免許法附則第十七項

イ 免許法附則第十七項の表の第二欄に規定する所要資格を有することの証明書

ロ 免許法附則第十七項の表備考第二号の規定の適用を受けるための免許状の写し

八以下 略

九 免許法附則第十八項

イ以下 略

十以下 略

第四

二 略

二六 略

七 免許法附則第十二項

旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所を卒業したことの証明書

八以下 略

（普通免許状の授与のための教育職員検定の出願）

第十二条 同上

一七 略

八 免許法第六条第四項（免許法附則第九項後段若しくは第十八項後段又は施行法第二条第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は免許法第十七条第二項において準用する免許法第十六条の二第二項の規定の適用を受ける者にあつては、免許状更新講習修了（履修）証明書

2 同上

一七 略

八 免許法附則第十八項

イ 免許法附則第十八項の表の第二欄に規定する所要資格を有することの証明書

ロ 免許法附則第十八項の表備考第二号の規定の適用を受けるための免許状の写し

八以下 略

九 免許法附則第十九項

イ以下 略

十以下 略

様式第9 (第12条関係)

| 単位修得一覧表 | | | | |
|---------|--------------------------|----|-------|--------------------|
| 氏名 | 受けようとする免許状の種類 (教科・領域) | 単位 | () | 左の免許状取得のために必要な在職年数 |
| | | | | |
| 教科 | 科目 | 単位 | 修得年月日 | 修得機関名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第9 (第12条関係)

| 単位修得一覧表 | | | | | |
|-----------------------------|--------------------------|----|-----|--------------------|-------|
| 氏名 | 受けようとする免許状の種類 (教科・領域) | 単位 | () | 左の免許状取得のために必要な在職年数 | |
| | | | | | 修得年月日 |
| 種別 | 教科 | 科目 | 単位 | 修得年月日 | 修得機関名 |
| 教科 (養護・特別支援教育)に関する 科目 | | | | | |
| | | | | | |
| | 小 計 | | | | |
| 教職に関する 科目 | | | | | |
| | | | | | |
| | 小 計 | | | | |
| その他の 科目 | | | | | |
| | | | | | |
| | 小 計 | | | | |
| 合 計 | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

| | | |
|-----------------------------|----------------------------|---|
| <p>(学校) (自立教科等) 教諭特別免許状</p> | <p>本籍地 氏名 年月日生</p> | <p>右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の(教科・事項)について(学校)(自立教科等)教諭特別免許状を授与する。</p> |
| <p>年月日</p> | <p>番号</p> | <p>記</p> |
| <p>(根拠規定)</p> | <p>(教育機関名)</p> | <p>愛知県教育委員会 印</p> |
| <p>(卒業又は修了の年月日)</p> | <p>有効期間の満了の日</p> | <p>備考</p> |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

| |
|--|
| <p>(学校) (自立教科等) 教諭特別免許状</p> |
| <p>本籍地 氏名 年月日生</p> |
| <p>上の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより下記の(教科・事項)について(学校)(自立教科等)教諭特別免許状を授与する</p> |
| <p>記</p> |
| <p>年月日</p> |
| <p>愛知県教育委員会 印</p> |
| <p>番号</p> |
| <p>有効期間の満了の日 年月日</p> |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

| | | | | | |
|----|----------------------|--|--|--|--|
| | (学校) (自立教科等) 教諭特別免許状 | | | | |
| | 本籍地 | | | | |
| | 氏名 | | | | |
| | 年月日 | | | | |
| | | | | | 右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の(教科・事項)について(学校)(自立教科等)教諭特別免許状を授与する。 |
| | | | | | 記 |
| | | | | | 年 月 日 |
| | | | | | 番号 |
| | | | | | (根拠規定) |
| | | | | | (教育機関名) |
| | | | | | (卒業又は修了の年月日) |
| 備考 | | | | | |
| | | | | | 愛知県教育委員会 印 |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

| | |
|---|------------|
| (学校) (自立教科等) 教諭特別免許状 | |
| | 本籍地 |
| | 氏名 |
| | 年月日 |
| 上の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより下記の(教科・事項)について(学校)(自立教科等)教諭特別免許状を授与する | |
| | 記 |
| | 年 月 日 |
| | 番号 |
| | 愛知県教育委員会 印 |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第15 (第18条関係)

| | | | | | | | | | | | |
|----|--|-----------------------|------------------|-----------------|-----------------|-------------|--------------|--------------|--|---|------------|
| 備考 | この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から 三年間愛知県において効力を有する。 | (卒業又は修了の年月日) _____ | (教育機関名) _____ | (基礎資格) _____ | (根拠規定) _____ | 番号 _____ | 年月日 _____ | (記) _____ | 右の者に(教育職員免許法・教育職員免許法施行法)第 条の定めるところにより(左記の教科について)(学校・養護)(自立教科等)助教諭臨時免許状を授与する。 | (学校・養護) (自立教科等) 助教諭臨時免許状 本籍地 氏名 年月日生 | 愛知県教育委員会 印 |
|----|--|-----------------------|------------------|-----------------|-----------------|-------------|--------------|--------------|--|---|------------|

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第15 (第18条関係)

| | | | | | | | |
|---|--|-----------|--|---------|--|----|--|
| (学校・養護) (自立教科等) 助教諭臨時免許状 | 授与条件 | | | | | | |
| 臨時免許状 本籍地 氏名 年月日生 | この免許状は授与したときから 3年間愛知県においてのみ効 力を有する | | | | | | |
| 上の者に(教育職員免許法・教育職員免許法施行法)第 条の定めるところにより (下記の教科について)(学校・養護)(自立教科等)助教諭臨時免許状を授与する (記) 年月日 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">出身学校・教育機関</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>卒業・修了年月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> | 出身学校・教育機関 | | 卒業・修了年月 | | 備考 | |
| 出身学校・教育機関 | | | | | | | |
| 卒業・修了年月 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |
| 番号 | 愛知県教育委員会 印 | | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

| | | | | | | | | | | | |
|----|--|--------------|---------|--------|--------|----|----------|-----|--|-------------------|------------------|
| 備考 | この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間愛知県において効力を有する。 | (卒業又は修了の年月日) | (教育機関名) | (基礎資格) | (根拠規定) | 番号 | 年月日 | (記) | 右の者は教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより(左記の教科について) (学校・養護) 助教諭臨時免許状を有するものとみなす。 | 本籍地 氏名 年月日生 | (学校・養護) 助教諭臨時免許状 |
| | | | | | | | 愛知県教育委員会 | | | | 印 |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

| | | | | | | | |
|--|--|-------|--|-------|--|----|--|
| (学校・養護) 助教諭臨時免許状 | 授与条件 | | | | | | |
| 本籍地 氏名 年月日生 | この免許状は授与したときから3年間愛知県においてのみ効力を有する | | | | | | |
| 上の者は教育職員免許法施行法第1条の定めるところにより(下記の教科について) (学校・養護) 助教諭臨時免許状を有するものとみなす。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">旧令免許状</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>授与年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> | 旧令免許状 | | 授与年月日 | | 備考 | |
| 旧令免許状 | | | | | | | |
| 授与年月日 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |
| (記) 年月日 | | | | | | | |
| 番号 | 愛知県教育委員会 印 | | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。